

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス

重要事項説明書

〈令和6年7月1日現在〉

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

1. ご利用事業所の名称

法人の名称	株式会社 おいらーく
代表者名	星野 二三江
事業所の名称	訪問看護ステーションおいらーく
介護保険事業所番号	0170210215
所在地	札幌市東区東苗穂9条3丁目1番33号
連絡先	Tel 011-790-6250 Fax 011-790-6251
相談担当者	管理者 富所 次代

2. ご利用事業者の従業員の職種、員数

管理者	1名
看護職員	看護師 2.5名以上
理学療法士	
作業療法士	
事務員	

3. ご利用営業所の営業日及び運営の方針

営業日	平日 9:00~17:00 土曜日 9:00~12:30
休日	日曜・祝日・年末年始(12月30日~1月3日)
緊急時	夜間等緊急時の対応あり

4. 通常営業の実施地域

通常の実業実施地域は札幌市東区としますが、東区以外でもご希望の方はお問い合わせください。

5. ご利用の個人情報の取扱いについて

訪問看護ステーションおいらーくでは、個人情報を正確かつ安全に取り扱うために、個人情報保護法規定に基づき、適切な管理に努めています。

6. 事業所の情報開示について

ご利用及びご家族の要望があれば、情報を開示いたします。

7. 訪問看護（予防）サービスの内容

- ・身体の様子を観察し、その力や機能が発揮できるように生活過程を整えるためにお世話をします。援助内容は、
 - ①生命の回復過程を促進する援助
 - ②生命体に“害”となる条件・状況を作らない援助
 - ③生命力の消耗を最小にする援助
 - ④生命力の幅を広げていく援助
 - ⑤持てる力・健康な力を活用し高める援助
- ・認知症へのケア
 - ①ご本人・家族への信頼関係を早期に構築し、ご利用者さんの療養生活に寄り添う看護を提供します。
 - ②病気に対する正しい知識理解していただきます。
 - ③ご本人・家族と共に強みを導き出す関わりを行い、BPSD（認知症の行動・心理症状）の防止やケア方法を考え、家族の負担軽減を図り、安心できる過程生活がおくれるよう支援します。
 - ④その人らしい日常生活のペースづくりと活動づくりをおこないます。
 - ⑤内服治療が中断されないように支援します。
- ・必要な医療処置を行い、助言します。
 - ① 床づれの予防や手当
 - ② カテーテルなどの医療器具の管理
 - ③ 糖尿病や透析中の方などの食事や生活の指導
- ・予防的な関わりや他機関との連絡調整をします。
 - ① 自主支援を目標とした介護方法を提供します。
 - ② 医師やケアマネージャー等関係機関と連携し、チームで在宅ケアを支援します。
- ・このような方は是非ご利用ください。
 - ① 介護が大変で共倒れしそう、相談する人がほしい。
 - ② 認知症にどう対応してよいのか困っている。
 - ③ 退院したらどう介護すればいいのか不安

8. 事業所の特徴等

(1) 事業の目的

訪問看護ステーションおいらーくは、介護保険法の定めるところにより、主治の医師の指示に基づき看護師が要支援者及び、要介護者の居宅に訪問して実施する療養上の看護、世話、指導、診療補助等の訪問看護サービスを提供することで、利用者のご家庭における療養生活及び心身の機能の維持回復を支援することを目的とする。また、同時に医療保険法及び、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、在宅にお

ける老人及び難病患者等の家庭における療養生活及び心身の機能の維持回復を支援することを目的とする。

(2) 運営方針

1) 訪問看護ステーションおいらーくは、利用者の心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

2) 訪問看護ステーションおいらーくは、利用者の「居宅サービス計画」に基づき、訪問看護サービス計画及び介護予防訪問看護サービス計画を作成し、利用者の最適な訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供に努めます。

3) 訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの実施に当たっては居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて利用者個々の心身の状況、そのおかれている環境、その他保健医療または福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

4) 訪問看護ステーションおいらーくは、利用者の皆様に「親しまれ、信頼される」事を目指し、24時間いつでも連絡を取れる体制に努めます。

5) 指定訪問看護及び介護予防訪問看護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターがその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携をはかり、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供につとめます。

6) 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業によるサービス利用も出来ます。

(注) 連携元との契約が必要になり、サービス利用料金は月単位の定額制になります。

★ご利用にあたってのお願い

1. 保険証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの書類について、内容の変更の生じた場合は必ずお知らせください。
2. やむを得ず訪問の予定を変更される場合には、必ず前日までに連絡をお願いします。
3. 契約書、重要事項説明書、同意書は重要な書類ですので大切に保管してください。

9. 利用料及びその他の費用

(1) 利用者負担金

・介護給付サービス及び介護予防給付サービスの適応がある場合は、料金表のサービス費の1～3割が利用者負担になります。ただし、介護保険の適応がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービスは、全額が利用者の負担になります。適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、関係市町村の窓口に提出いたしますと差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 主治の医師から、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※医師から特別指示書が発行された時、指示日より 14 日まで、月 1 回交付可能。

但し、次に掲げる項は月 2 回まで交付可能となります。

- ・気管カニューレを使用している状態にある者
- ・真皮を超える褥瘡の状態にある者

(3) 料金表；別表参照

(4) 自費料金

・ご利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代、介護用品、衛生管理用品等の費用はご利用者の負担になります。

その他事業所で定めた自費サービスを特別に契約することも可能です。

10. 事故発生時の対応

- ① 訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、利用者の家族・主治医・居宅介護支援事業者・市町村等の連絡を行い、必要な措置賠償を行います。
- ② 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行いません。
- ③ 事故が発生した場合、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

11. 相談窓口、苦情対応

☆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所ご利用相談室 (月曜日から金曜日、午前9時～午後5時)	訪問看護ステーション おいらーく 管理者 富所 次代 TEL 011-790-6250
------------------------------------	---

苦情処理体制表 別紙あります。

☆公的機関においても、苦情申し出ができます。

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課	札幌市中央区北1条西2丁目 TEL 011-211-2972
高齢者・障がい者生活あんしん支援センター (あんしんセンター)	札幌市中央区大通西19丁目 TEL 011-632-7355
北海道国民健康保険団体連合会	札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6F 総務部介護・障害者支援課 企画・苦情係 介護サービス苦情相談専用直通電話 TEL 011-231-5175

12, 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

令和 年 月 日

契約の締結にあたり、上記を説明します。

〈事業所〉

住所 札幌市東区東苗穂 9 条 3 丁目 1 番 33 号

事業所の名称 株式会社 訪問看護ステーションおいらーく

管理者名 富所 次代 印

上記の説明を受け、了承しました。

利用者 氏名 _____ 印

(代理人 氏名) _____ 印